

報道機関各位

 平成27年 3月18日
 小樽開発建設部 広報官
 電話 0134-23-9910
 (ダイヤルイン)

お知らせ

件名	尻別川の協力パートナーが指定されました。 ～「河川協力団体」指定証の交付式を行います～
----	--

お知らせ内容

平成25年6月「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が改正され、「河川協力団体」の制度が創設されました。

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。「河川協力団体」として指定された場合、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等の支援を河川管理者から受けられます。

今年1月に募集を行ったところ、「NPO法人 しりべつリバーネット」から申請があり、審査の結果指定されることになりました。

小樽開発建設部では下記のとおり、河川協力団体指定証の交付式を行います。

記

- 1 日時 平成27年3月23日(月) 11:00より
- 2 場所 倶知安開発事務所 蘭越分庁舎(磯谷郡蘭越町蘭越町222番地)
電話番号 (0136)57-5331
- 3 指定団体名 特定非営利活動法人 しりべつリバーネット
- 4 活動河川・区間 尻別川水系尻別川 0.0kmから24.2km

河川協力団体制度の詳細、指定状況等は、北海道開発局のHP

「河川協力団体制度について」に掲載しています。

(http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kasen/kyorvoku/index.html)

問合せ先	所 属	役 職 名	(ふりがな) 氏 名	電話番号
	小樽開発建設部 工務課	課 長	おいでしんじ 生出 信二	0134-33-0525
小樽開発建設部 工務課	課 長 補 佐	ささきたけし 佐々木 猛	0134-23-5195	

河川協力団体

水防法及び河川法の一部改正

平成25年6月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。

「河川協力団体」制度とは？

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

河川協力団体の主な活動

①河川管理者に協力して行う河川工事 又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料 の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及 及び啓発



マイ防災マップづくり



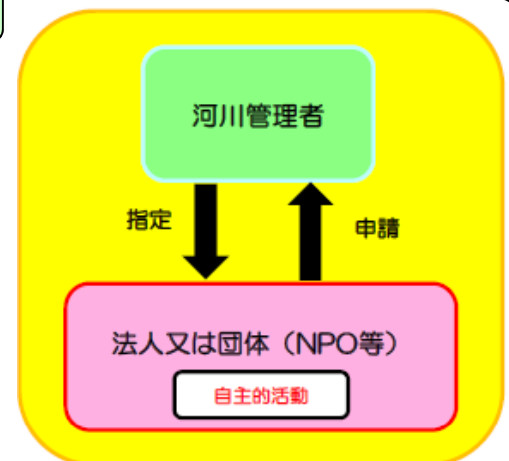
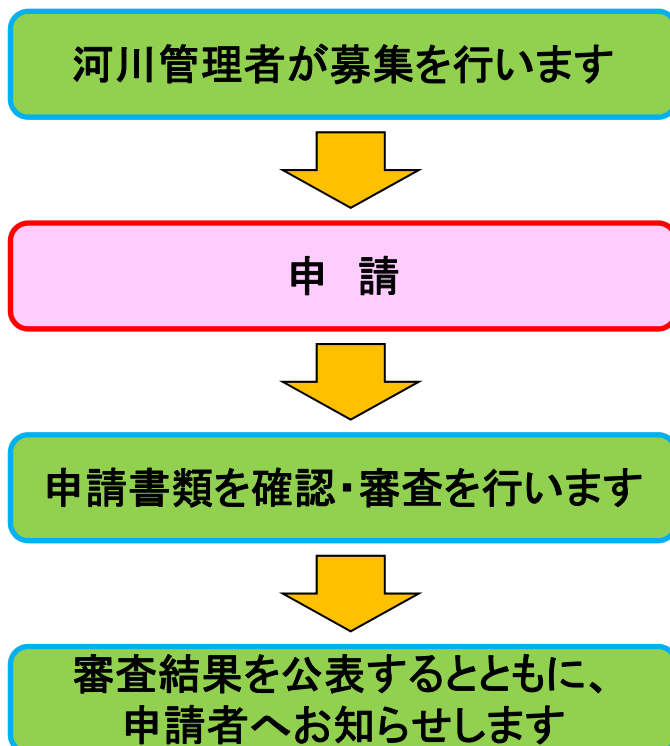
安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

河川協力団体に指定されると？

- ◆法律上に規定されている河川協力団体として指定されることとなります。
- ◆許可の簡素化
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可※等について、河川管理者との協議をもって足りることとなります。
※・工事等の実施の承認（河川法第20条）
 - ・土地の占用の許可（河川法第24条）
 - ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
 - ・工作物の新設等の許可（河川法第26条第1項）
 - ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
 - ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る））
- ◆当該活動に関して、必要となる情報の提供等を河川管理者から受けられます。
- ◆河川管理者が必要と認める場合、河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

河川協力団体の指定までの主な流れ



【主な審査内容】

1. 申請の資格について
2. 活動の実績について
(継続性、公共性、活動姿勢)
3. 活動の実施計画審査
(実効性、貢献度、協調性)